

ASAHI NEWS

令和7年9月10日
第186号

朝日税理士法人 城南支社
TEL: 03-3700-3331
FAX: 03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 9月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月11日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月17日：貿易統計発表(財務省)

9月18日：日銀金融政策決定会合(日銀、19日まで)

9月19日：植田和男日銀総裁会見(日銀)

9月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月25日：4～6月期の米GDP確定値(米・商務省)

9月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「代償分割」

亡くなった方の財産債務を承継する際、相続人が複数いるとその分け方(遺産分割)についての話し合いがうまくいかないケースが見受けられます。財産の中に、不動産のような分割しにくい財産があることが、その大きな原因となっているようです。今回は、その遺産分割の方法のひとつである「**代償分割**」についてご説明します。



遺産分割の方法

相続が発生した場合、遺言による定めがあれば原則としてこれに従い、遺言がなければ、相続人が複数のときは、相続人(及び包括受遺者)の全員による協議により分割します。「遺産分割」の具体的な方法としては、次の3通りがあります。もし、この協議が調わなかったり、協議できないときは、家庭裁判所の調停・審判によって分割します。

種類	内容
A. 現物分割	個々の遺産をそのまま各相続人に分割する方法
B. 換価分割	遺産を換価(売却)して金銭で分割する方法
C. 代償分割	特定の相続人に遺産の現物を相続させる代わりに、他の相続人に対して代償金という債務を負担させる方法

Aの現物分割は、「この土地は甲に、この預金は乙に」という分割方法で、最も一般的な方法です。

Bの換価分割は、現物分割が難しい場合に行われる方法です。遺産を売却するにはいろいろな手続きがあり時間がかかることがありますが、現物分割に比べ公平に分割ができます。ただし、土地等の財産を売却することで、相続税以外に所得税等(譲渡所得)が課税されることがあります。

Cの代償分割も、相続人全員が納得できる現物の分割が難しい場合に利用される方法です。

例えば、母親が亡くなって、相続人が長男と次男の2人だった場合、母親と同居していた長男がその自宅の土地建物を相続する代わりに、長男が次男に現金(代償金)を支払うといった方法です。相続財産が自宅の土地建物以外にない場合など、分割しにくい場合にこの方法が使われます。

代償分割のメリットとデメリット

【メリット】

- ① 遺産分割がスムーズに行える
- ② 相続税を節税できる可能性がある

上記の親子の例で、母と同居していた長男が代償分割で自宅を相続した場合、他の要件を満たしていれば、自宅敷地の評価額を**80%減額**できるという「**小規模宅地等の特例**」が使えます。



【デメリット】

- ① 代償金を支払う相続人に財産が必要

ほかの相続人に支払う代償金は、相続人自身の財産から支払うことになる場合もあります。一度に代償金を支払うことができない場合、相続人間で合意があれば分割で支払うこともできますが、のちに未払が生じた場合トラブルに発展する可能性があります。

- ② 代償金の金額でもめる

代償金の金額を決めるために、不動産等の評価をすることになりますが、その算出には、そもそもその不動産の時価がいくらになるかについて、意見が分かれ分割がまとまらないことがあります。

- ③ 贈与税や所得税等がかかる場合がある

代償金は原則として贈与税は非課税ですが、「遺産分割協議書」に代償金の記載がなかったり、代償金が必要以上に多すぎる場合には、相続人に贈与税が課税される場合があります。また、代償財産として現金の代わりに不動産や株式等を渡した場合、渡した相続人に所得税等(譲渡所得)が課税される場合があります。



代償分割の場合の相続税の課税価格の計算方法

代償分割をした場合、相続税の課税価格の計算は、以下のとおりになります。

- (1) 代償金を交付した人……(相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額)－(交付した代償金の金額)
- (2) 代償金の交付を受けた人……(相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額)＋(交付を受けた代償金の金額)

上記の親子の例で、長男が母の相続により土地建物(相続税評価額4,000万円、代償分割時の時価5,000万円)を取得する代わりに、次男に対し現金2,000万円を支払った場合は、

- (1) 長男の課税価格……4,000万円－2,000万円＝2,000万円
- (2) 次男の課税価格……2,000万円

ただし、代償金(現金2,000万円)の額が、土地建物の代償分割時の時価5,000万円を基に決定された場合には、

- (1) 長男の課税価格……4,000万円－[2,000万円×(4,000万円÷5,000万円)]＝2,400万円
- (2) 次男の課税価格……2,000万円×(4,000万円÷5,000万円)＝1,600万円 となります。



参考: 国税庁HP

仕事と育児・介護等の両立支援に取り組むみなさまへの助成金

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、以下の助成金があります。

1. 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

種 別	要 件	支 給 額
第1種(男性の育休取得)	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目20万円、2・3人目10万円
第2種(男性の育休取得率の上昇等)	育休取得率が30%以上UP & 50%達成等	60万円



2. 介護離職防止支援コース

種 別	要 件	支給額
介護休業	対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円
介護両立支援制度	介護両立支援制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用	20万円
	介護両立支援制度を2つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
業務代替支援	(1)新規雇用 介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
	(2)手当支給等 介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
	介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円



3. 育児休業等支援コース

種 別	要 件	支給額
育休取得時	育児休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知及び、方針に従った面談・プランの作成と実施、他	30万円
職場復帰時	育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供、復帰前の面談、他	



4. 育休中等業務代替支援コース

種 別	要 件	支給額
手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	最大140万円(A+B)うち最大30万円を先行支給 A) 業務体制整備費: 最大20万円 B) 業務代替手当: 最大120万円(手当支給総額の3/4)
手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	最大128万円(A+B)うち最大23万円を先行支給 A) 業務体制整備費: 最大20万円 B) 業務代替手当: 最大108万円(手当支給総額の3/4)
新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給) ● 最短(7日以上14日未満): 9万円 ● 最長(6か月以上): 67.5万円



5. 柔軟な働き方選択制度等支援コース

要 件	支 給 額
右記、制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
右記、制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

➤ 柔軟な働き方選択制度(5つ)

1. フレックスタイム制度・時差出勤制度
2. テレワーク等
3. 短時間勤務制度
4. 保育サービスの手配・費用補助制度
5. 子の養育を容易にするための休暇制度・法を上回る子の看護等休暇制度



6. 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

種 別	要 件	支給額
不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	それぞれの両立支援制度、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定	30万円
月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用		
更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用		